

仕 様 書

- 1 件 名 トイレットペーパーの購入
- 2 品 名 トイレットペーパー
- 3 規 格 (1) 古紙パルプ配合率100% (2) 芯なし (3) シングル巻き
(4) ミシン目なし (5) ソフトタイプ (6) 紙幅 107~114mm
(7) 芯径 38mm±1mm
(8) 長さ 130m以上
- 4 包装単位 1箱60巻又は48巻入とし、1巻ごとの包装なし
- 5 予定数量 80,400巻
- 6 供給期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 7 納入場所 千種区若水一丁目2番23号 東部医療センター
北区平手町1丁目1番地1 西部医療センター
- 8 発注は、各病院担当職員が行い、売渡人は、原則として発注を受けてから7日以内に納品するものとする。
- 9 売渡人は、納入場所別に納入品名、数量等を記載した納品書を作成し、納入時に納入先の病院担当職員の検査を受け納品書に受領印を徴すこと。
- 10 支払条件について
 - (1) 支払金額は、1箇月ごとに買受人の確認を受けて納品した数量(以下「納入量」という。)に応じて支払うものとする。
 - (2) 支払金額は、納入場所ごとに契約単価に納入量を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (3) 支払日は、支払の請求を受けた翌月の25日(金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日)もしくは月末(金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日)とする。
- 11 本仕様書に定めるもののほか、供給者はその他関係法規に従うものとする。
- 12 供給者は物品の納入に当たり、別紙「グリーン配送に関する特記仕様書」に基づき、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。
- 13 妨害又は不当要求に対する届出義務
 - (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、大学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 売渡人が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。